

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令案の意見公募の結果について

令和7年3月14日
内閣官房内閣人事局
人材確保係

標記について、令和6年12月18日から令和7年1月22日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

本官房令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和7年4月1日に施行されます。

NO.	意見提出者	御意見／御意見に対する当局の考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	御意見	<p>現在、国家公務員の離職が相次いでいると報道で聞いている。 また、国家公務員の思考とそこから生み出される政策が硬直化、世界の時流から外れている感覚が国民にはある。 台湾のオードリータンのような人物が採用を希望してきた場合、この法律で想定されている試験で合格、採用できるのだろうか。我々はそのような人物が国家運営を変えてくれると信じている。 試験の方法は国家観や能力の一部が突き抜けた方を採用できるような方向に動いてほしい。</p>	無
		当局の考え方	<p>本件改正は、各府省において実務の中核を担う係長級の官職への民間人材等の採用を促進するため、新たに府省合同経験者採用試験（係長級（事務））を設置等するものです。御意見をいただいた高度な専門性や能力を有する人材を含め、多様で優秀な人材の確保に努めてまいります。</p>	

○提出意見数：1件